

平成 30 年度のプラスチック製容器包装の
再商品化の入札についての要望

平成 29 年 9 月 29 日

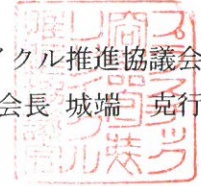
プラスチック容器包装リサイクル推進協議会

平成 29 年 9 月 29 日

経済産業省 産業技術環境局長 末松 広行 様

プラスチック容器包装リサイクル推進協議会

会長 城端 克行



謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご指導、ご鞭撻を賜り誠にありがとうございます。

さて、容器包装リサイクル法に基づく「プラスチック製容器包装」(以下、プラ容器包装)の再商品化に係る入札制度が平成 28 年 12 月に変更され、平成 29 年度のプラ容器包装の平均落札単価は、前年度に比べて 8.9%増、再商品化委託料総額で約 28 億円の増加見込みとなりました。

当協議会では、この制度変更によりプラ容器包装の再商品化委託単価が大幅に上昇し、平成 28 年 5 月 31 日の合同会合で取り纏められた「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(以下、評価・検討報告書)で指摘された「社会全体のコストの低減」には繋がらないとの判断から、平成 29 年 1 月 26 日に特定事業者として、制度変更の再見直しを求める意見書を提出させて頂きました。

当協議会は、かねてプラ容器包装の入札制度における材料リサイクル優先を撤廃することが「社会全体のコスト低減」に繋がる有効な手法であると訴えて参りました。しかし、今回の変更制度による平成 29 年度の落札単価は、前述のとおり大幅な増加となり、当協議会が 1 月 26 日に貴省に提出した意見書で指摘した通りの結果となったことから、平成 29 年 3 月 10 日に、再度、制度見直しを求めて意見書を提出させて頂きました。

しかし、平成 30 年度の入札に際しても、このままでは、プラ容器包装の落札単価及び再商品化委託料総額が、評価・検討報告書で確認された「社会全体のコストの低減」に反して大幅に増加すると考えられます。

この制度変更以前は、材料リサイクル優先枠においても、多少なりとも競争環境がありましたが、今回の制度変更で、その競争環境が大きく低下し、「社会全体のコスト低減」に反する結果となった変更入札制度の見直しが当面の最大の課題であり、「社会全体のコスト低減」のためには健全な競争環境が必要不可欠と考えます。

本来、材料リサイクルの質的向上や新たなバリューチェーンの構築などによる再生材市場の整備・活性化を図るとともに、材料リサイクルの優先入札の撤廃と資源循環の効率化により、社会全体のコストの低減を図るべきと考えます。

当協議会は、その他プラ容器包装の特定事業者を主要な会員とする団体として、「再商品化製品の質の向上や再商品化製品需要の拡大を通じて、消費者等の理解と協力を広めつつ従来よりも高付加価値な最終用途商品への利用を促進することが、消費者の分別排出や自治体の分別収集の協力拡大による環境負荷低減と社会全体のコスト削減にもつながる」との評価・検討報告書の指摘を理解し、支持しております。今回の制度変更は、この評価・検討報告書の指摘に反しており、入札制度の再見直しが必要と考えます。

つきましては、平成 30 年度の入札について、別紙のとおり、速やかに改善賜りますよう、強く要望致します。

謹白

平成 30 年度のプラスチック製容器包装の再商品化の入札についての要望

1. 再商品化コストの透明化と上限価格の引き下げを求めます。

社会全体のコストの低減を図るには、材料リサイクルに係る再商品化コストの透明化と、これに基づく上限価格の引き下げが、必須であると考えます。

現在のプラ容器包装の材料リサイクルの再商品化コストは、諸外国と比較しても、異常な高水準にあります。再商品化コストの透明化とこれに基づく上限価格の引き下げにより、材料リサイクラーの再商品化コスト削減と品質向上への自助努力を促すべきと考えます。また、その方針を、関係者に開示することを求めます。

平成 30 年度入札では、再商品化コストの透明化と、これに基づく上限価格の引き下げを求めます。

2. 材料リサイクルにおける最低価格の撤廃を求めます。

競争入札において最低価格を設定することは、健全な競争環境を整える上で合理性を欠いており、最低価格を撤廃することを求めます。

3. 上限価格設定に際しては、(公財) 日本容器包装リサイクル協会の決定を尊重するよう求めます。

上限価格の設定に関しては、従来どおり、日本容器包装リサイクル協会が自主的に決定すべきであり、国は日本容器包装リサイクル協会の決定を尊重するよう求めます。

4. 安定枠と効率化枠の入札価格の別建てを求めます。

安定枠と効率化枠の入札価格を一本化せず、別建てとすることにより、競争環境が整備され、材料リサイクラーの自助努力によるリサイクルの効率化を促すことができます。入札時の安定枠と効率化枠の入札価格の別建てを求めます。

5. 安定枠と効率化枠の総量の配分比率の変更を求めます。

変更制度での優先枠のうち安定枠と効率化枠の総量の配分比率は、今回、結果的にそれまでの優先 A 枠、B 枠と同様の 9 対 1 でしたが、これを、個々の材料リサイクル事業者の配分比率と同様に、総量についても安定枠と効率化枠の比率を 2 対 1 にすることを求めます。これにより競争環境が整備され、コスト削減が進むと考えます。

6. 一般枠の競争環境の整備を求めます。

なお、平成 30 年度入札に際しては、平成 29 年度入札で委託単価が最も上昇した一般枠のケミカルリサイクルの入札につきましても、これまでケミカルリサイクルが果たしてきた遠隔地等、高コスト地域での入札の合理化策を設けるとともに、一般枠での競争環境の整備を検討するよう求めます。

以上

私たちも、この要望書に主旨に、賛同いたします。

- 1・日本石鹼洗剤工業会
- 2・日本チェーンストア協会
- 3・一般財団法人 家電製品協会
- 4・日本プラスチック工業連盟
- 5・日本ポリエチレン製品工業連合会
- 6・日本ポリエチレンラミネート製品工業会、
- 7・日本ポリエチレンブロー製品工業会
- 8・日本ポリオレフィンフィルム工業組合
- 9・塩化ビニリデン衛生協議会
- 10・PETトレイ協議会